

北海道岩見沢農業高等学校学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。
- (5) 校内に「いじめ対策委員会」（構成：教頭、生徒指導部長、学年主任、当該ホームルーム担任、当該学科長、外部有識者（スクールカウンセラー）、（※必要に応じて、教育相談担当者、養護教諭、関係機関）を置き、未然防止、早期発見、解決等にあたること。

2 未然防止、早期発見、解決のための具体的な取組

(1) 未然防止

ア 教育相談体制の充実

- ・担任、養護教諭等による面談

イ 校内体制の確立

- ・日常の様々な場面における生徒の発するサインの観察等
- ・定期的なネットパトロールの実施（毎月実施）

ウ いじめ根絶に向けた生徒が主体となった活動の実施

- ・いじめ根絶に対する意識啓発活動（いじめを取り上げたHR活動、いじめを考える全校集会、標語・ポスターコンクール）

エ 各種通信（生徒指導部通信、学年通信等）による啓発

- ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブルの未然防止

オ 関係機関（警察等）の協力によるネットトラブル防止講演会等の実施

カ 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）をとおした豊かな心の育成

キ 保護者との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有（地区懇談会、クラス懇談会等）

(2) 早期発見

ア 校内研修や資料提供による教職員の意識向上と緊密な情報交換

イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

ウ いじめアンケートの実施（年2回）

エ 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の活用）

オ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

(3) 解決

ア 関係する生徒に対する対応

(ア) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

(イ) 関係生徒への支援・指導

a いじめを受けている生徒に対する支援

- ・共感的な理解と対応
- ・安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援

b いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じ、出席停止による指導、及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

c 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

イ 家庭との連携

(7) いじめを受けた生徒の家庭に対して

- a 事実を迅速に伝える。
- b 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(1) いじめを行った生徒の家庭に対して

- a 事実を迅速に伝える。
- b いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(ウ) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

3 関係機関（警察等）との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、これらについては早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとることとする。

※【参考】「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。